

佐監第52号の5  
令和3年8月16日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理  
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊  
佐倉市監査委員 石 渡 康 郎

令和2年度佐倉市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況の  
審査意見書について

地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項の規定により、審査に  
付された令和2年度佐倉市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び関係書類並び  
に各基金運用状況を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

# 令和2年度 佐倉市一般会計・特別会計決算審査意見書

## 第1 審査の対象

### 1 審査の対象となる決算

#### (1) 一般会計

佐倉市一般会計歳入歳出決算

#### (2) 特別会計

佐倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

佐倉市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市介護保険特別会計歳入歳出決算

佐倉市災害共済事業特別会計歳入歳出決算

佐倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

### 2 審査対象年度

令和2年度

## 第2 審査の期間

令和3年6月30日から令和3年8月13日まで

## 第3 審査の着眼点及び方法

- 1 決算審査に当たっては、決算書及び関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行または事業の運営が、法令等の規定に沿って適正かつ効率的に行われているか、財産の管理は適正か等を次の主な着眼点に基づき実施した。

主な着眼点

- (1) 決算書は、適正かつ正確に作成されているか。
- (2) 予算の執行は、適正かつ効率的に執行されているか。
- (3) 収入支出に関する事務は、関係法規に準拠して適正に処理されているか。
- (4) 財産の取得、管理及び処分は適正に行われ、その理由に妥当性があるか。

- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、試査により、確認、突合、分析的手続、質問等、通常実施すべき手続きを選択適用した。質問は、

令和3年7月19日及び20日の2日間にわたり、各部局に対して行った。

## 第4 審査の結果

### 1 総合意見

令和2年度における一般会計及び特別会計の決算については、適正であると認められた。

審査の結果は、下記のとおりであり、十分に留意されたい。

### 記

#### (1) 決算の概要について

令和2年度一般会計は、歳入71,718,185,666円（対前年度比38.1パーセント増）、歳出68,964,131,359円（同38.4パーセント増）で、歳入歳出差引額は、2,754,054,307円（同31.7パーセント増）となっている。

歳入及び歳出が前年度に比して大幅増となっている。歳入については、特別定額給付金給付事業費補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による国庫支出金や繰越金等の増によるものであり、他方、歳出については、特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対策の関連事業等の増によるものである。

また、特別会計は、6特別会計で、歳入32,311,152,745円（同0.3パーセント増）、歳出32,278,610,373円（同0.4パーセント増）で、歳入歳出差引額は、32,542,372円（同50.3パーセント減）となっている。

国は地方交付税法の規定に基づき、基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額がある地方公共団体に対して地方交付税を交付している。

佐倉市は、平成21年度以降地方交付税の交付団体になっており、令和2年度は前年度交付額と比べ364,994,000円（同16.9パーセント）減少した。これは令和元年の台風・大雨の災害で増加した特別交付税が減額となったことが大きな要因であり、一般会計の歳入全体における地方交付税の構成比率は2.5パーセントに低下した。

国においては、地方交付税制度の見直しを進めていることから、同交付税に多大に依存することのないよう、自主財源の確保にさらに努められたい。

また、佐倉市の厳しい財政状況のもと、喫緊の課題に対し、限られた財源を有効に活用するとともに、無駄を省き不測の事態等に備えることも必要である。市長及び職員が一丸となって、市民の理解を得な

がら引き続き、更なる行政事務、事業の見直し等による財政健全化に取り組みたい。

## (2) 財政指標の状況について

令和2年度における各財政指標についてみると、財政力指数は市の財政力を示す数値で、その指数が高いほど財源に余裕があることを示しているが、平成27年度、平成28年度及び平成29年度の3年間は0.91、平成30年度及び令和元年度は0.92、令和2年度は0.93と、ほぼ横ばいの状況にあり改善には至っていない。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成28年度は93.7パーセントであったが、平成29年度は98.3パーセントと前年度より大幅に増加した。これは主に、普通交付税の算定誤りに伴う過年度返還金と相殺した結果、大幅に減額となったことによる。平成30年度は94.1パーセント（対前年度比4.2ポイント減）と一見改善したように見えるが、これは平成29年度の経常収支比率が異常値であり、この要因を除いて試算した数値は、平成28年度の93.7パーセントよりも0.4ポイント増加していた。令和元年度には95.9パーセント（同1.8ポイント増）に悪化したものの、令和2年度は94.8パーセントと前年度より1.1ポイント改善されている。

一方で、公債費に充てた一般財源の比率を示す公債費負担比率は、令和2年度は7.4パーセントとなり、令和元年度の数値から0.3ポイント改善しているものの、令和2年度末の市債残高は前年度末より約3千万円増加し約310億5千万円となった。

また、地方公営企業や一部事務組合への公債費負担なども含めた実質的な公債費の割合を示す実質公債費比率については、直近3か年の平均値として、令和2年度は1.4パーセントとなった。

なお、令和2年度中に収入された現金と支出された現金の差額を表す形式収支が前年度より約6億7千万円増額となり、形式収支から翌年度に繰り越す財源を差し引いた実質収支が前年度より約1億1千万円の増額となった。その結果、単年度収支は前年度から約5千万円減額の約1億1千万円となったが、実質単年度収支は前年度より約13億円増の約4千万円の黒字となり、平成28年度に赤字に転じてから5年ぶりの黒字となった。

令和2年度において、健全性は維持されているものの、財政状況は依然として厳しい状況であることには変わりはなく、引き続き、限りある財源の有効かつ適正な執行に努められたい。

## (3) 一般会計における歳入について

ア 一般会計における歳入のうち市税は約245億円で、前年度に比べると約2億6千万円（1.1パーセント）の減となっている。

これは主に、税率改正による法人市民税の減額によるものである。

市税は、歳入の根幹をなすものであり、その増減は健全な財政運営に大きな影響を及ぼすことから、適正・公正な課税を実現し、更なる徴収率の向上に努められたい。

他方、一般会計における歳入全体での市税の構成比率は、平成28年度の50.4パーセントから平成29年度は49.8パーセントに低下した。平成30年度には51.0パーセントまで上昇したものの、令和元年度は47.8パーセントに低下し、令和2年度は特に新型コロナウイルス感染症対策関連事業の補助金の影響を受け34.2パーセントまで低下した。

使用料及び手数料の収入は約4億2千万円で、前年度と比べ約1億6千万円の大幅減となっている。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による小児救急医療診療費や各コミュニティセンター使用料等の減少のほか、佐倉市スマートオフィスプレイスの指定管理者制度への移行によるものである。

長期的には少子高齢化による生産年齢人口の減少等により、市税の継続的な伸びは見込めないことから、使用料等の受益者負担の適正化を図りつつ積極的な自主財源の確保に努められたい。

イ 歳入における収入未済額のうち、市税の収入未済額は約12億2千万円で、前年度と比較して約1億円（7.4パーセント）の減であり、収入率は94.9パーセントと前年度比0.3ポイントの増となっている。

これは、期限内収納への取組と徴収業務の適切な実施等による収納努力が功を奏した結果であると評価する。

一方で、使用料や諸収入等の収入未済額が慢性的に発生している。新たな財政負担の要因とならないよう、適切な納付相談、滞納の初期段階での迅速な対応及び市税のコンビニエンスストア納付やスマートフォン決済の促進により、収入未済の事前防止、改善に努められたい。

ウ 市税をはじめ使用料や諸収入等、市の有する債権の滞納に係る管理・回収については、各担当課において個々に対応しており、同一債務者に係る滞納整理や不納欠損処分事務が重複してなされているなどの弊害が生じていたが、令和2年度から一部の滞納繰越強制徴収公債権を債権管理課に移管し、同一債務者の複数種類の公債権を一括管理できることとなった。については、債権移管による効果や

成果を検証しつつ、適切な債権管理事務に努められたい。

また、財政健全化と市民負担の公平性を確保するため、引き続き債権の一元管理推進に取り組まれたい。

なお、保有債権の不納欠損処分については前年度より減少しているが、引き続き、不納欠損処分に当たっては法令等の定めるところにより、滞納者の支払能力等個別事由を調査・判断の上、厳格に処理されたい。

#### (4) 一般会計における歳出について

一般会計における歳出は、約690億円で、前年度に比べると約191億2千万円(38.4パーセント)の増となっている。

これを性質別で分析すると、維持補修費、投資・出資・貸付金、繰出金、投資的経費の合計で約21億2千万円の減となったものの、人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等、積立金、災害の合計で約212億4千万円の増となったことによるものである。

人件費については、約90億円で、前年度と比べ約7億3千万円の増となっている。

補助費等については、約242億9千万円で、前年度と比べ約185億1千万円の増となっている。これは、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の影響によるものである。

扶助費については、約130億7千万円で、前年度と比べ約4億8千万円の増となっている。これは障害者訓練等給付事業や保育所入所等委託事業等の増加によるものである。

投資的経費は、約32億5千万円で、前年度と比べ約18億8千万円の減となっている。これは主に、小・中学校の空調設備の整備が完了したことによるものである。

不用額については、約30億8千万円で、前年度から約10億7千万円の増となっている。

執行率は90.3パーセントと前年度と比べると1.4ポイント低下しているが、各事業の予算はおおむね計画どおり執行されていることが認められた。不用額の主な要因は、入札差金や対象見込件数の減によるものである。今後とも執行見込額を的確に把握し、不用額が明らかになった場合には、速やかに減額補正等の予算措置を講じるなど適切な対応を図り、財源の有効活用に努められたい。

今後も少子高齢化の進行により、社会福祉・保健医療などに係る経費の増加が見込まれ、さらにインフラ整備等に多額の財政需要が見込まれることなど厳しい財政運営が想定されることから、経費の縮減、事業の計画的な推進を図るとともに、新規事業の立ち上げ時における

事業終期の設定や更なる事務事業の抜本的な見直しを通じて、限られた財源を効率的かつ効果的に活用されたい。

(5) 特別会計における決算収支について

ア 国民健康保険特別会計については、令和2年度末で保険税の収入未済額は、約19億7千万円で、前年度より約1億1千万円減少してはいるが一般会計の市税の収入未済額を大きく超えている状況にある。収入未済額が減少した要因は、前年度に引き続き不納欠損額を約1億円計上したことによる。

厳しい社会情勢にあっても、安定した事業運営を行うためには、収納率の向上を図り、財源となる保険税の確保が必須である。

保険税の収納率は、市税の94.9パーセントに比し、64.2パーセントと極めて低調であることから、収納率の向上が急務であり、少なくとも現年度分については市税の収納率と同率程度が望ましい。

収入未済額の圧縮は喫緊の課題であり、滞納の未然防止策として、国民健康保険加入手続時の窓口での保険税口座振替勧奨及び金融機関等に対する口座振替勧奨依頼など納税環境の改善に取り組まれたい。

また、滞納時においては、初期対応等債権管理の徹底を図るとともに過年度分の滞納整理に当たっては、毅然たる姿勢で厳格に収入未済額の圧縮に取り組み、負担の公平化を図られたい。

今後も保険給付費の増加が見込まれることから、医療費の抑制につなげるためにも、健康増進や生活習慣病の予防など市民の健康づくりを積極的に支援されたい。

イ 介護保険特別会計については、介護保険料の収入未済額が約8千万円で、不納欠損額は約1千300万円となっている。

また、後期高齢者医療特別会計については、後期高齢者医療保険料の収入未済額が約2千500万円で、不納欠損額は約600万円となっている。

介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の歳入については、今後、被保険者数の増加に伴い、収入未済額も増加する可能性が高いと想定される。保険料は介護保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、2年でその債務が時効によって消滅することから、現年度分の期限内納付の勧奨及び納付遅延時の初期対応策を強力に講じ収入未済額の増加に歯止めを掛けられたい。

さらに過年度の滞納整理に当たっては、書面による債務確認や分割納付計画書の提出を求めることにより納付誓約させるなど消滅時

効に陥ることのないよう対策を講じられたい。また、必要に応じ、債権管理課とも連携を図り、適切に対応されたい。

ウ 農業集落排水事業特別会計については、利用者から徴する使用料が少なく、事業費のほとんどが一般会計からの繰入金で賄われていることから、少人数の利用者のために特別会計を設ける意義が希薄と認められる。公共下水道への接続整備等も含め、効率的な事業運営の在り方について、検討されたい。

エ 災害共済事業特別会計については、市民が火災、水害等被災した際の共済制度として存在しているが、小規模の共済制度は、同様の保険商品が民間にも多数存在することから市が率先して事業展開する必要性は小さいと認められる。

同共済制度の在り方については、近年頻発する台風や大雨被害への対応を踏まえ、引き続き検討されたい。

オ 特別会計は、特定の歳入をもって特定の歳出に充て事業を行う独立採算制が原則であるが、一般会計からの繰入金は法定分も含め、連年多額になっている。令和2年度についても、一般会計から特別会計への繰入金は約32億5千万円である。自立した事業運営に向けて、更なる経費の縮減及び財源の確保に努められたい。

#### (6) 補助金及び負担金について

ア 補助金については、事業の必要性や費用対効果、成果等について毎年検証するとともに、その交付に当たっては、公益性や公平性の確保が重要であるため、より透明性の高い運営に努められたい。特に補助対象経費の査定に当たっては、補助対象事業ごとに対象経費を明確に特定の上、対象事業に係る補助対象経費を厳格に精査されたい。

イ 各一部事務組合負担金については、その内容及び負担割合の妥当性等を精査し、その上で負担に応じるよう努められたい。

#### (7) 契約事務について

契約事務においては、現在予定価格を事前公表することを前提として入札に臨んでいるが、その結果、高落札率入札等の予定価格事前公表制度の弊害も見受けられる。

最低制限価格及び低入札調査基準価格については、事後公表へ変更



されたが、今後もこの制度変更の効果を注視していく必要がある。

他方、予定価格の事前公表は、過去、情報漏れによる不正や過当競争での工事の質の低下を防ぐことを優先していたが、一方で事業者に競争を促すことも重要であるので、社会・経済情勢や業界動向などに応じて常に制度の見直しについて不断の検証をされたい。

#### (8) 指定管理者制度について

公の施設への指定管理者制度の導入については、メリット、デメリットを分析のうえ、指定管理者制度に移行した後の市職員の活用、さらには総人件費の抑制に資するかどうかなどの検証も含めて取り組まれない。

#### (9) 財産について

佐倉市が保有する財産のうち、目的や利用計画が明確でなく、十分な活用がされていない広大な面積の土地については、従来から土地利用の検討を一部の担当課に任せることなく、土地利用に関する情報を一元管理し、長期的な視野に立った活用策を立案する全庁的な体制を整備し、市民の財産である土地等の有効活用を図るため、緊迫感をもって事態の進展に努められたい。

## 2 個別意見

### (1) 民事再生法適用の収入未済について（介護保険課、文化課）

債務者が民事再生法の適用を申請し、再生計画案が認可されれば、回収できる金額が確定すると思われるので、動向を注視し、また、適時に不納欠損処理をされるように努められたい。

### (2) スマートフォン決済による納付について（債権管理課）

令和3年4月1日よりスマートフォン決済による市税などの納付ができるようになったが、これにより収入未済の事前防止が望める一方で、当該納付手続は定期の業務委託契約とは異なり、半永久的なものであるため、特定の事業者の利益に偏らないように、さらに、市民の利便性のためにも、複数の事業者選定に努められたい。

### (3) （仮称）佐倉西部自然公園について（公園緑地課）

（仮称）佐倉西部自然公園については、平成18年に用地の一部を取得し、平成21年に整備基本計画が策定されている。同計画には、用地の4割以上を占める民有地については、一部地域を除き、平成30年度ないしはその2、3年後頃までに、地権者から借地する等、

処理スケジュールが示されている。令和2年度は、そのスケジュールのちょうど終わり頃に当たるが、民有地の処理は完了しておらず、多くの未処理地を残している。新型コロナウイルス感染症の影響で関係者全体での会議が困難な状況ではあるが、計画の見直しも含め、対応策を検討されたい。

最後に、本意見書を踏まえ、令和2年度の決算状況を詳細に分析し、令和3年度の財政運営及び令和4年度の予算編成に活かされることを、監査委員の総意とする。

# 令和2年度 佐倉市基金運用状況審査意見書

## 第1 審査の対象

- 1 審査の対象となる基金  
佐倉市中小企業資金融資基金  
佐倉市文化財産等取得基金  
佐倉市民音楽ホール事業基金  
佐倉市国民健康保険高額療養費貸付基金  
佐倉市立美術館事業基金  
佐倉市土地開発基金
- 2 審査対象年度  
令和2年度

## 第2 審査の期間

令和3年6月30日から令和3年8月13日まで

## 第3 審査の着眼点及び方法

- 1 審査に当たっては、基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを着眼点として実施した。
- 2 審査は、「佐倉市監査基準」に準拠して、試査により、確認、突合、分析的手続、質問等、通常実施すべき手続きを選択適用した。質問は、令和3年7月19日及び20日の2日間にわたり、各部局に対して行った。

## 第4 審査の結果

令和2年度における各基金の運用は、下記事項を除き、おおむね適正であると認められた。

### 記

- 1 土地開発基金については、必要な不動産が購入前に高騰する不利益を避けるという側面もあったと思われるが、現在の状況では土地価格が高騰する要因はあまり見当たらない。また、当該基金は、利息の積立以外の運用がない状態が10年以上継続している。  
このようなことから、逼迫している財政の活用の観点から当該基金の在

り方について検討されたい。